

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
7	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置すべき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し	厚生労働省	1
13	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長	厚生労働省	2～7
14	小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し(登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和)	厚生労働省	8～11

児童発達支援の役割と意義

- ・ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の提供
- ・ 障害のある子どもの最善の利益を考慮した支援の提供
- ・ 個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題の達成
- ・ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための関係機関（保育所、幼稚園、特別支援学校等）との連携
- ・ 専門的な知識・経験に基づく上記の関係機関への後方支援

児童発達支援の具体的な方法（厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」より抜粋）

一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態についてアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める

子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える

一人一人の子どもの発達や障害の特性について理解し、発達の過程に応じて、個別又は集団における活動を通して支援を行う
その際、子どもの個人差に十分配慮する

子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する

子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする
特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行う

子どもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行う

単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできることに着目し、それを伸ばす支援を行う

一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する

看護師の職域と児童発達支援において期待される役割

医学的な評価に基づいた健康の保持増進、疾病の予防、健康回復にかかわる看護の実践
小児分野においては病気の子どもとその家族に対してこれらの医療・看護を実施

→ 児童発達支援において看護師に期待される役割とは、**医療的ケア児等の医療的な課題を抱える児童に対し、身体的発達に関する医学的な評価に基づき、医療職としての専門的な観点から、障害の軽減・改善等の子どもの健康回復を促すための看護・医療を実施すること**